

平成22年度議会報告会「質問・意見・回答・今後の対応」概要

番号	大項目	小項目	報告会当日の意見内容（H22年11月26日・12月1日）	報告会当日の回答内容（H22年11月26日・12月1日）	回答等に伴う対応（H23年3月）	備考	
1	①総則	目的	○議会の透明化を高めようとしていることには敬意を表する。全国135の地方議会がもう作っているということだが、宍粟市だけという特徴はあるのか。	■残念ながら先進地の良いとこどりもしており、独自のものはありません。一問一答方式はすでにやっております。反問権は質問するだけでなく自分ならどうするなど考えられ議論の活性化につながります。	■残念ながら先進地の良いとこどりもしており、独自のものはありません。一問一答方式はすでにやっております。反問権は質問するだけでなく議論の活性化につながるものと考えております。	山崎南	
2		目的	○基本条例は栗山町がベストだったが検討されたか。条例をつくることは良いことだと思う。いいものをつくって欲しい。	■栗山町以外に伊賀市、京丹後市なども参考に良いとこどり骨子を作成しました。	■栗山町以外に伊賀市、京丹後市なども参考に骨子を作成しました。	山崎西	
3		目的	○素案の総則の中に、市民という言葉が多く出ているが市民と言う定義は？自治基本条例との整合性を充分図ること。		調整をはかります。	山崎西	
4		目的	○今回の議会基本条例が出た経緯は、よそがやっているからでたのか、議会がだらしなからせなあかんとか出たものなのか。	■行政当局と議会は二元代表制で行政を進めていますが、議会基本条例では議会や議員一人一人が改革し変わっていくということで進めている。また、合併してから5年が経過した今が一番いい時期であり、議会改革について全国第1位の京丹後市も視察し変わろうとしています。宍粟市議会の憲法みたいなものです。	■行政当局と議会は二元代表制で行政を進めていますが、議会基本条例では議会や議員一人一人が改革し変わっていくということで進めています。また、合併してから5年が経過した今が一番いい時期であり、議会改革について全国第1位の京丹後市も視察し変わろうとしています。宍粟市議会の憲法みたいなものです。	一宮南	
5		目的	○議会基本条例を制定されるということで、これまでの条例では間に合わないのか？制定される基本的な部分を教えてほしい。	■国が地方分権を進める中で地方の議員は自己研さん、努力してやりなさい、その一端に議員のこれまでのやり方にモラルを高めた設定をしないことになり、いち早く目覚めた市町村から議会基本条例を定めたのが流れです。全国の自治体の約1割5分程の自治体が基本条例を設けており、宍粟市は今からです。こういう流れの中での議会の活動状況です。	■国が地方分権を進める中で地方の議員は自己研さん、努力してやりなさい、その一端に議員のこれまでのやり方にモラルを高めた設定をしないことになり、いち早く目覚めた市町村から議会基本条例を定めたのが流れです。全国の自治体の約1割5分程の自治体が基本条例を設けており、宍粟市は今からです。こういう流れの中での議会の活動状況です。	一宮北	
6		責務	○基本条例になるなら議決されたことにどう責任をとられるのか、どう考えられるのか？	■議決の責任はもちろん議員にあります。今後もしっかりと議決の際には各議員がそれぞれの思いを述べながら議決していくというルールになっており、決して議員が責任を逃れることはできないと思っております。 議員も職員も変わるので結果的に5年10年経った問題ですと、一体誰が責任をとるんだとなりますが、議会基本条例が出来てそこが大きく変わってきます。それが地方自治法の96条2項の議決事件等で、この範囲を広げることによって議決の責任を共にかつごうということです。まちづくりの基本である10年間の総合計画については議会が賛成か反対かということは言えるのですが、今回から5年間の基本計画も議決の責任をとろうとしています。市民の皆様は半歩踏み込んだ一つの姿だと理解いただきたい。	■議決の責任はもちろん議員にあります。今後もしっかりと議決の際には各議員がそれぞれの思いを述べながら議決していくというルールになっており、決して議員が責任を逃れることはできないと思っております。 時が経つと議員も職員も変わるので、一体誰が責任をとるんだとなりますが、議会基本条例が出来てそこが大きく変わってきます。それが地方自治法の96条2項の議決事件等で、この範囲を広げることによって議決の責任を共にかつごうということです。まちづくりの基本である10年間の総合計画については議会が賛成か反対かということは言えるのですが、今回から5年間の基本計画も議決の責任をとろうとしています。市民の皆様は半歩踏み込んだ一つの姿だとご理解ください。	一宮北	
7		②議会及び議員の活動原則	要望	○要望しても、そのままになるケースが多い。自治会から要望が出た場合は口頭でなく文書で回答する事をと徹底して欲しい。地域の住民に要望しているかどうか納得していただけない。	■必ず文書で回答するよう言っています。早速申し伝え徹底します。	■必ず文書で回答するよう言っています。早速申し伝え徹底します。	山崎南
8			要望	○要望書・陳情書については、地元からでている議員にお願いしたらよく通るとかあるんですね、かつ、市長に直接お願いしたものも、各議員さんにまわっていますね。委員会で検討されているのですか。	■委員会にもまわってきますし、全員に配布されるので、どの議員に言えば早くとおるとかいったことはありません。従来の地域代表型とは違ってきています。陳情要望は市民からの政策提案と位置づけると基本条例で謳っています、従来より重い取組になると思います。 ■陳情・要望について、市長・教育長に出されても議長に出されていない場合がある。ぜひ、議会も軽視せず、出してください。	■委員会にもまわってきますし、全員に配布されるので、どの議員に言えば早くとおるとかいったことはありません。従来の地域代表型とは違ってきています。陳情要望は市民からの政策提案と位置づけると基本条例で謳っています、従来より重い取組になると思います。 ■陳情・要望について、市長・教育長に出されても議長に出されていない場合があります。ぜひ、議会も軽視せず、ご提出ください。	三土
9			要望	○水害でも要望したいこともあった。市役所へ言って直してもらったこともあるが、市役所へ聞いたら、もう申請の期限が切れていると残念な結果になったこともある。	■6条2項に明文化しており、請願や陳情を市民からの政策提案と位置付け対応していく。場合によっては要望された方に議会へ来ていただいて詳しい内容を聞く、背景を話していただいて、それを審議するようにします。	■6条2項に明文化しており、請願や陳情を市民からの政策提案と位置付け対応していきます。場合によっては要望された方に議会へ来ていただいて詳しい内容を聞く、背景を話していただいて、それを審議するようにします。	三土
10			議会	○議会の土日開催とか夜間開催については検討課題に入っているのか。	■素案の中には謳っていないが、開かれた議事をめざしている。屋間は仕事のある人は、見られないので検討していかなければならない。子ども議会の開催についても議員の中から出ている。	■素案の中には謳っていないが、開かれた議事をめざしています。屋間は仕事のある人は見られないので検討していかなければなりません。子ども議会の開催についても議員の中から提案されています。	山崎東
11			議会	○議会を平日でなく休日に開会の考えは。	■検討しています。	■検討しています。	山崎南

平成22年度議会報告会「質問・意見・回答・今後の対応」概要

番号	大項目	小項目	報告会当日の意見内容（H22年11月26日・12月1日）	報告会当日の回答内容（H22年11月26日・12月1日）	回答等に伴う対応（H23年3月）	備考
12		議員	○議会基本条例を制定すれば、議員の仕事が増となるのでは。	■今回の議会基本条例素案には、現在行っている事もたくさん含まれている。新しく取り入れているものもあるが、これからしっかり取り組んで行こうというものであります。	■今回の議会基本条例素案には、現在行っている事もたくさん含まれています。新しく取り入れているものもありますが、これからしっかり取り組んで行こうというものです。	山崎西
13		議員	○4条の議員の活動原則のところですが、木材供給センターに巨額を投じて完成し異論はないが、自治会の中では苦情が多い。議員については、アンテナをもっと高く上げて地元の声を掴んで欲しい。	■議会基本条例の中では市民の皆さんへの説明責任を挙げており議会報告会を年1回以上行うようにしている。市民の意見をくみ上げるよう努力してまいりますのでご理解いただきたい。	■議会基本条例の中では市民の皆さんへの説明責任を挙げており議会報告会を年1回以上行うようにしています。市民の意見をくみ上げるよう努力してまいりますのでご理解いただきたい。	一宮南
14		議員	○議員は市民の代表ですね、土方には議員がいないが、議員のいない地区は、いろんな意見の吸収についてどのような方向で考えておられるのか？	■この基本条例の中にもあるように議会報告会を年1回以上開催する予定です。その中でいろんな意見も聞かせていただきたい。 自治会からとして要望いただいくというのもひとつの方法です。	■この基本条例の中にもあるように議会報告会を年1回以上開催する予定です。その中でいろんな意見も聞かせていただきたい。 自治会からとして要望いただいくというのもひとつの方法です。	三土
15		議員	○4P(地域の課題の把握と市政への反映)のような事を書くだけでなくしっかりとやってください。	■分かりました。	■分かりました。	山崎南
16		会派	○会派ということに疑問を持っています。宍粟市の議会が活発にされたり、会派に政務調査費を出す、会派を作りなさいということも認めてあるわけですが、今の国の党派の構図、しがらみによって多数決で閣議決定をしているそういう構図が必ず市の方にも降りてくると思っています。いずれ、多数を占める会派が出てきたときに、議決がその会派の数によって左右されることになりませんか？	■会派というのは同じ思いのある者の集まりですが、その中でもしっかり議論して決めていく、議員にはそれぞれ思いがありますからそれぞれの判断ということもあり得ます。同じ思いの者が議論し、深めていくのも会派とっておりますので、理解してほしいと思います。メリット、デメリットあると思いますが、市議会としては会派でやっていきます。	■会派というのは同じ思いのある者の集まりですが、その中でもしっかり議論して決めていきます。議員にはそれぞれ思いがありますからそれぞれの判断ということもあり得ます。同じ思いの者が議論し、深めていくのも会派とっておりますので、理解してほしいと思います。メリット、デメリットあると思いますが、市議会としては会派でやっていきます。	一宮北
17		会派	○なぜ、会派は2名以上であるのか。少なくとも3名以上だと考えるが。	■会派については、2名がいいのか3名がいいのか議論はしたが、全体で20名という枠内であるので2名でも1/10いる。議案提案権から言うとは前は1/8であったが1/12になっていて、1/10はそれ相応の発言権がある。	■会派については、2名がいいのか3名がいいのか議論はしましたが、全体で20名という枠内であるので2名でも1/10いることになります。議案提案権から言うとは前は1/8でありましたが、1/12になっていて、1/10はそれ相応の発言権があります。	波賀
18		会派	○住民からの陳情は市民局に持って行く。会派と言われるが、どの会派がどんな考えをもっておられるかわからない。それを知る方法があるのか。この問題であったらこの会派というのがあるのか。	■私は、言っていればどこにでも陳情はいただきに参るし、市の方にも陳情はやっていく。言ってもらえば一生懸命動くので、なんでもあったら言ってください。市内全域陳情は受け付ける。 ■個人的にもってきていただいても結構ですし、3委員会あるのでそれぞれの担当に振り分け取り扱っている。どの議員も取り扱うし、会派も対応する。それぞれ所管の委員会に所属しているので報告もできる。いろんな要望をもってきていただいたら結構かと思う。 ■会派は5会派あり、そのうち3つは保守系無所属、それから公明党、共産党議員団となる。どの会派にもって行ったらいいかということは、どの会派も目的は一つである。どうしたら宍粟市がよくなるか、どうしたら市民によくなるかということを考えての活動であるのでまったく問題ない。たまたま12月議会で私は自治会からの要望陳情について質問する。自治会から要望陳情があるということは必要があるからしているのである。どの会派も同じ条件で要望陳情を受けるのではないかと認識している。 ■宍粟市議会の会派は、我々日本共産党や公明党とか政党で会派を作っているものは態度をはっきりするが、保守系でグループで会派を作っておられる方というのは、私から見れば、一つの会派でも一つの議案で賛成される方があったり、反対される方があったりして、基本的には会派ではあまりあり得ないことがまだあるということなので、会派としては成熟していないんじゃないかという印象を持っている。大事なものは陳情の内容であると思う。請願はその趣旨に賛同する会派でないといけいではないかと思う。 ■内容によっては委員会で全部審議することになっている。しなければいけないものは取り上げてやってくれると思う。	■陳情は個人的にもってきていただいても結構ですし、3常任委員会がありますので、それぞれの所管に振り分けて取り扱っています。会派は5会派あり、どの会派に持っていったらいいということは、どの会派も「どうしたら宍粟市がよくなるか、市民にとってよくなるか」ということを考えての活動なので、どこでも問題はないと思います。ただし請願は紹介議員が必要なもので、その趣旨に賛同する会派でないといけいとは思われます。 ■会派の考え方については議会だよりでの紹介等考えていきます。	波賀
19		会派	○議長は会派に所属しているのか。	■議長が会派に所属してはいけないというルールはない。宍粟市議会が始まったときは自分が議長だったので、あえて正副議長は会派に所属しないでおこうということにしたが、議長もいずれは1議員になるので議長が会派に入っても不都合はないだろうということで、その次からは議長も会派に所属するようにしている。今現在も議長は会派に所属されている。	■議長が会派に所属してはいけないというルールはありません。議長もいずれは1議員になるので議長が会派に入っても不都合はないだろうということで、議長も会派に所属するようにしています。今現在も議長は会派に所属しています。	波賀
20	③市民と議会の関係	報告会	○議員活動は選出された地域が主になると思うが、今日は、地元の人一人も居ないのはおかしいと思う。	■地元という事ではなく、この条例をつくっていく上での班分けで、例えば城下の山下議員は、ここに来ている大上議員の地元である三方の会場に行ってもらっています。	■地元という事ではなく、この条例をつくっていく上での班分けでやっています。宍粟はひとつという思いですのでよろしく願います。	山崎南

平成22年度議会報告会「質問・意見・回答・今後の対応」概要

番号	大項目	小項目	報告会当日の意見内容（H22年11月26日・12月1日）	報告会当日の回答内容（H22年11月26日・12月1日）	回答等に伴う対応（H23年3月）	備考
21		報告会	○素案の4ページに市民への説明責任を果たすとあるが、非常に難しいことだと思う。具体的にはどうされるか。	■これまでも地域の課題は自分の足で出向いて行って聞いてきましたが、これからは議会の活動として、今日のような機会を持つということだと思います。	■これまでも地域の課題は自分の足で出向いて行って聞いてきましたが、これからは議会の活動として、今日のような機会を持つということだと思います。	山崎南
22		報告会	○6条市民と議会の関係で、意見交換の場が1年に1回では少なすぎるのでは。又、条例を作ることは良いに違いないが、40年前の条例がそのまま言うこともある。改正や見直の考えはあるのか。	■1回以上というのは検討したい。見直しもしっかりやっていきたい。	■議会基本条例では最低、年1回以上、報告会を行うこととしています。	山崎南
23		報告会	○行政懇談会が開催されているが、議員との懇談の機会が無いので、このような議員との懇談の機会を持つ事が良い。出来れば小学校区単位くらいで。	■議会基本条例では最低、年1回以上、報告会を行うこととしている。	■議会基本条例では最低、年1回以上、報告会を行うこととしています。	山崎西
24		報告会	○市民にこの議会報告会の開催が伝わっていない。これだけ立派な市民生活に密着した宍粟市議会をめざされているのであれば市民がたくさんくる方法を考えていただきたい。	■議会報告会は、京丹後市では年4回開催されている。宍粟市は年1回以上の開催をめざしている。大きな旭川市でも80人程度しか参加されていなかった。これからは、私たち議員が市民の中に飛び込んでいって意見交換をさせていただき議会報告会でなかったらいけないと思っています。	■議会報告会は、京丹後市では年4回開催されています。宍粟市は年1回以上の開催をめざしています。大きな旭川市でも80人程度しか参加されていなかった。これからは、私たち議員が市民の中に飛び込んでいって意見交換をさせていただき議会報告会でなかったらいけないと思っています。	山崎東
25		報告会	○議会報告会を定期的に年1回はするということは本当に評価できる。	■ごもっともな意見である。報告会は、最低年1回はやっていくと明記している。	■ごもっともな意見です。報告会は、最低年1回はやっていくと明記しています。	波賀
26		報告会	○老人クラブの会長をしている。年寄りでは夜では報告会に出にくい。年1回ということであるが、昼間にも開催してほしい。	■それぞれの会場の意見を集約して、昼間に開催するとか年1回だけではなく何回も開催するとかいうことを検討したい。 ■議会報告会だけではなく市民または団体からの要請に応じ、議員と市民または団体が自由に情報及び意見を交換するよう積極的に努めるものとするなど新しく設けている。老人会で議会と話をしたいという要請があればこちらから出かけて行くというふうなことにしているので、是非、お呼び立てしていただきたい。	■それぞれの会場の意見を集約して、昼間に開催するとか年1回だけではなく何回も開催するとかいうことを検討します。 ■議会報告会だけではなく市民または団体からの要請に応じ、議員と市民または団体が自由に情報及び意見を交換するよう積極的に努めるものとするなど新しく設けています。老人会で議会と話をしたいという要請があればこちらから出かけて行くというふうなことにしていますので、是非、お呼び立てしていただきたい。	千種
27		報告会	○議会報告会、議会基本条例、大変結構なことである。千種町に2人議員がいるが議会のことについてあまり交流することがない。多様な市民の意見を議会に反映していただきたい。		努力します。	千種
28		報告会	○七野老人クラブでは新庁舎の見学や議会も見せてもらったが高齢化が進んでおり、傍聴に行かせてもらおうと思ってもなかなか遠いし、1人暮らしや寝たきりの人がいたりするので、市議会議員のみなさんには出来るだけほうほうに説明に出かけていってほしい。		機会をもつよう検討します。	千種
29		情報公開	○折角何十億という設備投資したしそうチャンネルを使わずしてインターネットで流すのならしそうチャンネルでも流せるのでないか。インターネットは年いった人は使えないし、しそうチャンネルは光ケーブル繋いでおけば見れるので、先にしそうチャンネルを使うべきでないのか。	■山崎町などは加入されている方が50%ほどではありません。 ■議会全体で検討しましてできるだけ早く可能になるようやっていきたいと思えます。	■山崎町などは加入されている方が50%ほどではありません。 ■その方向で検討します。	山崎東
30		情報公開	○報告会を年1回以上されるが、7条には義務付けされていないと思うが？インターネットの配信と言われたが宍粟市でインターネットの普及率は？低いのであれば配信しても意味がないのではないのか？	■12月の議会からインターネット配信をします。若い方は自由にインターネットを操って見慣れているが、年配の方には不向きな面もあると思えます。より多くの人に見ていただけるよう考え努力します。議会だよりでも概略ですがご覧いただけます。また、本年度からは各委員会で検討されたものについても掲載しています。報告会については年1回以上、今日のご意見も伺いながら、地区に議員がまわらせていただきます。 ■議会報告会については第6条4項で義務付けしています。	■12月の議会からインターネット配信をします。若い方は自由にインターネットを操って見慣れています。年配の方には不向きな面もあると思えます。より多くの人に見ていただけるよう考え努力します。議会だよりでも概略ですがご覧いただけます。また、本年度からは各委員会で検討されたものについても掲載しています。報告会については年1回以上、今日のご意見も伺いながら、地区に議員がまわらせていただきます。 ■議会報告会については、第6条4項で義務付けしています。	三土
31		情報公開	○本当にいい条例であると思う。もっと早くしてもらいたかった。議会議員の状況を知るの、みなさんが発行しておられる会報や議会だよりではない。そうゆう報告を見ていると、議員は市政に対するご意見番とか目付役というような仕事をしっかりやらしてもらわなければいけないと思うが、そのあたりが面白い。我々の目の前にぶら下がっている大事なものには臭いものにふたをしているんじゃないかなという感じがある。そういう意味で、この基本条例の内容に則った議会運営をやっていたら最高だと思う。	■おっしゃるとおりであると思う。自分も波賀で会報を出して、自分なりの思うことを出している。議会だよりは無難なところで抑えられている。会派でもなかなか自分の意見が出せないところがあるとは思いますが、個人的意見としては、そういうところに切り込んでいきたいと思う。 ■思うところがあって、個人の会報を出すのを止めている。議会だよりの中で思いを載せてもらえるように一般質問でしっかり意見を出している。	■おっしゃるとおりであると思えます。精一杯努力します。	千種

平成22年度議会報告会「質問・意見・回答・今後の対応」概要

番号	大項目	小項目	報告会当日の意見内容（H22年11月26日・12月1日）	報告会当日の回答内容（H22年11月26日・12月1日）	回答等に伴う対応（H23年3月）	備考
32		パブコメ	○パブリックコメントの締切日までに時間がない。	■パブリックコメントの締切日は12月14日となっている。	■パブリックコメントの締切日は12月14日となっています。1ヶ月間の募集期間を設けています。	山崎西
33		傍聴	○議会の傍聴席から発言する時間帯は作れないのか。その方が盛り上がりはあると思う。	■地方議会では出来ないことになっています。手を叩くのもダメです。思いはわかりますので研究したいと思います。	■地方議会では出来ないことになっています。手を叩くのもダメです。思いはわかりますので研究したいと思います。	山崎東
34		傍聴	○平成18.19年度何回か議会の傍聴にも行っていますが、いつも質問される議員さんが限られてきますね。なぜもっと活性化出来ないのか、自分の考えを出せないのかと思います。今度の議会基本条例の案の中に自分の意見をはっきり述べるという基本原則、地元や市民の意見を代弁していただきたい、そういうことを公にしていけないと議会も活性化しないし、市民も傍聴に行かないでしょう。	■12月議会では20名の議員のうち、19名が一般質問をします。もっと傍聴に来ていただきたいということから、各議員の質問を何日の何時からしますというチラシも間もなく入ります。インターネットも配信しておりますので、ぜひのぞいてください。議案の質疑については少ない部分もあります、本会議場では議案に対し、自分の所属する委員会への質問はしない様になっている、委員会では活発に討論しています、委員会も傍聴できますので、来てください。 ■今までは議案に対する反対、賛成の討論はありましたが、議員間で、反対の者と賛成の者の討論も出てきます、議会基本条例を基に変わって来ると思います。	■12月議会では20名の議員のうち、19名が一般質問をしました。もっと傍聴に来ていただきたいということから、各議員の質問を何日の何時からしますというチラシも入れております。インターネットも配信しておりますので、ぜひのぞいてください。議案の質疑については少ない部分もあります、本会議場では議案に対し、自分の所属する委員会への質問はしない様になっています。委員会も活発に討論していますので、傍聴にご来場ください。 ■今までは議案に対する反対、賛成の討論はありましたが、議員間で、反対の者と賛成の者の討論も出てきます。議会基本条例を基に変わって来ると思います。	一宮北
35		傍聴	○議会の傍聴の状況は。	■議案説明の時などは余りありませんが、一般質問の時は相当あります。15名くらいはあります。この12月からはインターネット配信も始めましたので、是非ご覧ください。	■議案説明の時などは余りありませんが、一般質問の時は相当あります。15名くらいはあります。この12月からはインターネット配信も始めましたので、是非ご覧ください。	山崎南
36		傍聴	○議会の傍聴に来ているが市民の関心が無過ぎる。やっておられるのはわかるが、市民に伝わっていないのではないかと。あまりにも一方的な気がする。	■傍聴していただくために一般質問の新聞折込を全戸に昨年より行なっています。12月議会からインターネットの中継配信をしますが、将来はしそチャンネルで放映することも検討に入れている。	■傍聴していただくために一般質問の新聞折込を全戸に昨年より行なっています。12月議会からインターネットの中継配信をしますが、近い将来しそチャンネルで放映することも検討に入れています。	山崎東
37	④議会と行政の関係	反問権	○反問権はどのように検討されたか。		■議会改革の先進議会の条例等を調査・研究する中で反問権が出てきました。議員が市長等に対して質問したことについて分かりにくい場合など、逆に市長等が質問できる権利を言います。質問の質と緊張感を高め、議論が深まります。	山崎南
38	⑤議会の機能強化	委員会	○議会は委員会も傍聴ができるか。	■出来る。	■委員会については、どなたでも傍聴できますが、委員長の許可が必要です。内容によっては（個人情報保護の関係などの案件の場合）、許可されない場合もあります。	千種
39	⑥政務調査費	目的	○政務調査費は今までは無かったのですか。	■議員報酬が少ないのか、などのご意見もありますが、政務調査費は報酬とは違うものであり、使い道もはっきりして領収書等の事務も円単位まで適切に処理し報告を行うものです。県内の市で政務調査費が出てないのは宍粟市を含めて3市のみです。	■議員報酬が少ないのか、などのご意見もありますが、政務調査費は報酬とは違うものであり、使い道もはっきりして領収書等の事務も円単位まで適切に処理し報告を行うものです。県内の市で政務調査費が出てないのは宍粟市を含めて3市のみです。	一宮南
40		目的	○本日の会議には自治会長さんが多く出席されているが、政務調査費などどうしましょうなど決まっていなくて意見を聴くのはおかしいのではないかと。住民の声を聴いて条例を制定するのかが。	■自治基本条例の制定に併せて議会基本条例の制定をし、議会報告会も開催し今まで以上に市民の意見を聴きながら進めていこうとしています。今回はその条例の素案を説明し、3月には本会議に提案しようとしています。	■政務調査費は政策提案のための調査研究に必要な経費について用途を定めます。議会報告会や議会だよりなどを通じて市民の意見を聴きながら3月の上程に向けて進めていきます。	一宮南
41		目的	○政務調査費は、前に報酬審議会が提案した時に議会が切られたことがあるのではないかと。	■議会としては常任委員会で行っている。その費用は一人1万4200円です。宍粟市議会からある議員が東京に研修に行きましたが自己負担で行って来ます。その時の参加者のほとんどが政務調査費が出たことでした。先日の報告会では、市民の方から議会の言うことはわかった。政務調査費が出るだけの活動をしてくれるように、と意見を頂きました。 ■今回は素案でありますので持ち帰って検討いたします。パブリックコメントでも皆様からのご意見を頂きますのでよろしくお願い致します。	■数々の必要性のある研修の場面が出てきました。また、書籍を含む必要経費が現状では対処しがたくなってきております。議員の質を高めよりよい議会活動を行いながら政策提案するためにも政務調査費は必要と考えます。	一宮南

平成22年度議会報告会「質問・意見・回答・今後の対応」概要

番号	大項目	小項目	報告会当日の意見内容（H22年11月26日・12月1日）	報告会当日の回答内容（H22年11月26日・12月1日）	回答等に伴う対応（H23年3月）	備考	
42		目的	<p>○私は10月4日の特別委員会の会議録を持っています。その中で委員長から政務調査費について「後になったら出来ないと思う、だから今のうちにしよう」というような言葉がでています。これは何のことですか？逆に言えば、政務調査費がマンガの本になったということが想定されているんじゃないかと勘線ってしまうような発言です。委員長、議員さんは言葉を慎重に選んで欲しい。政務調査費について誰がどう監査するか、誰でも情報公開の請求ができるということも載せてほしい。</p> <p>○なぜ報酬の中で勉強に行かないのかというのが市民の感覚です。</p>	<p>■政務調査費は全て公開してまいります。会派に支払うということで、個人には一切払いませぬ。払う時にはチェックをして、領収書も公開していきます。</p> <p>■先日も東京の方へセミナーに行ってきましたが、岐阜県本巣市というところからも来ておられ、そこは報酬が27万円で手取りが19万です。そうすると選挙の度に候補者がいない、働き盛りの若い候補者がなくて、再三、報酬を上げてほしいというのが、市民に理解してもらえず、困っていると言われていました。正しい報酬というのは難しいですが、そういうことも踏まえて考える必要があるのではないのでしょうか。ただ、本巣市は政務調査費は月2万出ています。</p>	<p>■議会報告会やパブリックコメントからも政務調査費は一人の議員にも認めるべきとの意見がありました。政務調査費は会派及び議員に交付することとします。「会派」とは、一般的に議会において共通する、政策、意見、考え方を持つ議員の集まりです。第5条の「会派」では2人以上の議員で構成することとしています。しかしながら、地方自治法第100条第14項の規定に基づき、政務調査費の制度上、一人でも会派とみなすこととし、補助金申請できるものとします。また、政務調査費の交付を受けた会派等は毎年収支報告をし市民は閲覧することができます。また、現状として県下の市で政務調査費が出ていないのは、大垣市を含めて3市のみです。政務調査費は議員の質を高め、積極的に政策提案するためにあるので必要と考えます。</p>	一宮北	
43		目的		<p>■政務調査費がどうしても必要だと思うのは、議会はやっとな今度の地方自治法の改正で審議会とか調査会を持ってもいいですよということになったのですが、今まではそれが許されていなかった。また、議員はスタッフを持っていません。可能な限り勉強にも行きますがやはり限界がある。他の市に負けない政策能力とか知見を得るためにはどうしても水準を同じにして欲しいということが一つ。</p> <p>もう一つはこの政務調査費をこの際出さないと機会を失うという意見があったと言われましたが、事実そうです。それは、ただでさえ報酬が高いんじゃないかと批判がある中で第二給与じゃないかという批判で議会基本条例を定めて姿勢を改めようと踏み出す時に基本条例そのもの本筋が、政務調査費がからむことによって横路にそれうまくいかなくなるんじゃないかと心配をします。しかし、それは使途をしっかりと仕組みをしっかりとすると当然なると思いますが、それは皆さんからの意見をいただきながら成案に仕上げる段階には納得いただけることをしないとイケないと思っておりますので、その点をご安心ください。</p> <p>費用対効果の問題もありますが、1番のねらいは一方的に当局の出された政策提言を論じるに留まっていますが、請願陳情も住民の方の政策提言と受け止めて委員会ですっきり議論し、議会20名の総意がそこに向いたということに一步前進と皆様の理解を得たいと思えます。</p>	<p>■政務調査費がどうしても必要だと思うのは、議会はやっとな今度の地方自治法の改正で審議会とか調査会を持ってもいいですよということになったのですが、今まではそれが許されていなかった。また、議員はスタッフを持っていません。可能な限り勉強にも行きますがやはり限界がある。他の市に負けない政策能力とか知見を得るためにはどうしても水準を同じにして欲しいということが一つ。</p> <p>もう一つはこの政務調査費をこの際出さないと機会を失うという意見があったと言われましたが、事実そうです。それは、ただでさえ報酬が高いんじゃないかと批判がある中で第二給与じゃないかという批判で議会基本条例を定めて姿勢を改めようと踏み出す時に基本条例そのもの本筋が、政務調査費がからむことによって横路にそれうまくいかなくなるんじゃないかと心配をします。しかし、それは使途をしっかりと仕組みをしっかりとすると当然なると思いますが、それは皆さんからの意見をいただきながら成案に仕上げる段階には納得いただけることをしないとイケないと思っておりますので、その点をご安心ください。</p> <p>費用対効果の問題もありますが、1番のねらいは一方的に当局の出された政策提言を論じるに留まっていますが、請願陳情も住民の方の政策提言と受け止めて委員会ですっきり議論し、議会20名の総意がそこに向いたということに一步前進と皆様の理解を得たいと思えます。</p>		一宮北
44		目的		<p>■政務調査費を設けようと検討している。会派で1人月2万円、年24万円で480万円という新たな支出が増えるわけではあるが、使途は議会活動に限定している。ほかのところで問題になった飲み食いに使うということは一切認められない。あくまで議会が議員の資質を高めるために、研修会に出たり必要な書籍を購入したり、みなさんへの広報活動をしたということが目的である。会派の中には、市民のみなさんから見て必要であると認められなければ受け取らないというところもあるし、政務調査費ができれば積極的に活用して市民のための議会活動を展開したいというところもあり、意見が若干分かれているので、この議会報告会で市民のみなさんの意見を直接聞いて最終的な判断をしたいということもあるので、どなたでもその件に関してご意見を聞かせていただければありがたい。</p>	<p>■当日の回答のとおりです。なお、政務調査費の月額2万円については、議員一人当たりの上限額として考えていますが、3月議会に上程する予定であり、金額については未定です。</p>		千種
45		目的	<p>○政務調査費は必要であると思う。これを使ってしっかりした仕事をして結果を出すことが大事である。使ったけれど今までと変わらないのであればちょっとまずい。我々会社で使われていると、給料の何倍を上げるとかあるので、みなさんもそれくらいの心を置いていただいたら良しかと思う。</p>		<p>■政務調査費を有効に活用しながら市民の皆様のためとなる政策提案に努め、よりよい大垣市づくりに邁進していきます。</p>		千種
46		目的	<p>○議員さんの中にもいろいろといらっしゃると思う。し尿券問題でも早い時期に100条委員会では原因の究明をやるという議員さんだっただけで、反対されたような議員さんだっただけで断る。自分たちのチェック機能、本来のことを当たり前にやろうとする人であればいいが、それを反対しようとする人には使われたくない。</p>		<p>■100条委員会については、設置についてもいろいろな立場から反対、賛成があり、また、警察の捜査の時期もあり、その結果が議会の総意であると捉えています。し尿券問題については、民生生活常任委員会でも一定の調査を行い、行政側に対しても積極的に議会として働きかけ努力をしてきました。これからは政務調査費を使って市民の皆様のために政策提言や市政の監視などを行ってまいります。</p>		千種
47		予算	<p>○政務調査費の中で支払い基準をあげておられるが、よく議員さんが言われている費用対効果を考えていただければ、専門家を招いて政務調査費を使っていたらいいんじゃないかと思えます。すごいお金だと聞いています。</p>	<p>■政務調査費については、言われるとおりこの基準に基づいて支払いします。運用の仕方として、例えば申し出し、議長が許可をすれば実施し、報告をする、それを精査した上で、交付する・しないを決める。使途基準にあるような活動をしなければ交付はしない、厳しいものです。受け取らないという会派には交付しない。試案として会派の議員活動に対して月に2万円、年間24万を上限として交付する計画をしているのでご理解をいただきたい。</p> <p>■政務調査費を受け取っていないのは、兵庫県で3市、淡路市と、加東市、大垣市です。私は滋賀県の研修所へよく行きますが、全国、遠方から来られる方の7割以上の議員さんは政務調査費で、講習費と旅費を賄われています。県下でも大垣市は遅れているのが実態です。</p>	<p>■有効に費用対効果を考えた政務調査費の使途に努めます。調査、研究する中では、講師を招いて勉強会をすることも場合によってはあるかと思えます。しかし、現地に行って視察することにより、見えてくるものもあります。</p>		一宮北

平成22年度議会報告会「質問・意見・回答・今後の対応」概要

番号	大項目	小項目	報告会当日の意見内容（H22年11月26日・12月1日）	報告会当日の回答内容（H22年11月26日・12月1日）	回答等に伴う対応（H23年3月）	備考
48		予算	○14条についてですが、悪い方向に考えると政務調査費が一人歩きをしないか、現在会派がいくらあるのか知らないが請求すればいくらでももらえるのか、現在の総額の予算を聞きたい。	■政務調査費については、試算として会派の議員活動に対して月に2万円を上限として交付する、運用の仕方として、例えば申し出し、議長が許可をすれば実施し、報告をする、それを精査した上で、交付する・しないを決める。使途基準にあるような活動をしなければ交付はしない、厳しいものです。受け取らないという会派には交付しない。 政務調査費を受け取っていないのは、兵庫県で3市、淡路市と、加東市、宍粟市です。	■政務調査費の月額2万円については、議員一人当たりの上限額として考えていますが、3月議会に上程する予定であり、金額については未定であります。	三土
49		予算	○委員会でも視察に行く、政務調査費とダブったりはしないのか？ 議会費全体としていくらあるのか？	■議会費総額は今は資料がないので、後でお知らせします。	■総務文教、民生生活、産業建設の各常任委員会の行政視察費と各会派からの提案や調査を行う政務調査費はそれぞれの目的が違うため重なることはありません。各委員会の視察費（旅費）については1年に1回分（1泊2日）の14,200円が出ます。 また、議会費総額としては、22年度は173,538千円ですが、議員報酬としては議員20人全体で85,032千円、事務局人件費61,353千円などです。	三土
50		予算	○議会基本条例を作り、政務調査費をつけることで、議会費全体は増えるのか、減るのか？	■このとにより削減できるということはありません。 ■これからということではないが、26人から20人になったことで、4000万円削減できています。26人でやっていたことを20人でしているので、仕事がつい、地方分権が進むので色々勉強し、本を読まなければならない。この議会にまつわる本がまた非常に高価であり、個々の買うのは、大変だが会派で買える、読みまわしが出来るといった使い方が出来ます。会派によれば必要ないという会派もあり、全額全部使い切るという会派も出てきて幅があると思う。議員活動を活発にし、いい仕事をするという意味で、この政務調査費が検討されています。 ■上限2万ということですが、議員が本当に力をつけて政策立案をしていくための力量をつけるためのものなので、広い目で理解してほしい。 ■宍粟市へ視察に見えるのも会派としてというものが多く、委員会としても来ますが、会派の方が多く、運用の仕方は考えます。 先日もセミナーがあって東京へ行っていました。政務調査費なしで行っていたのは62人中私だけでした。講師の方に聞いたところによると、市民団体などからいろんな責めがあるので、受け取らない方がマシといった声もあり、政務調査費を無くしている議会もあるが、それは後ろ向きの姿勢なので、そんなことはしないようにと言われていました。お金を受け取るということは、プレッシャーもかかるがそこを乗り越えていかないと、と話されていました。	■政務調査費の月額2万円については、議員一人当たりの上限額として考えていますが、3月議会に上程する予定であり、金額については未定です。 ■今まで無かった政務調査費をつけるので当然議会費は増加しますが、できるだけ他の費用を切り詰め最少の経費で最大の効果があがるよう努力します。	三土
51		予算	○議員報酬でそれなりの金額を頂いておられるが不足なのか。また、政務調査費の使い道は？適切に使っているかのチェック機関はどこですか。	■議員報酬よりも政務調査費を頂いて今以上に調査研究を行い、政策提言をしていくのが今回の狙いです。政務調査費については市長が予算を置くかによりますが、ついた場合には各会派で領収書を付けて事務局に報告書を提出しチェックします。	■議員報酬は、地方公共団体が条例で自主的に定め得るもの（月額・年額）であり、地方公共団体の議会の議員（非常勤職員）が行う勤務に対する給付を言います。（地法自治法第203条） また、政務調査費は、議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、交付することができる補助金を言います。（地方自治法第100条14） したがって、性格的には全く違うものであります。 ■政務調査費の交付に関する条例に基づき運用してまいります。市民の皆様はどなたでも閲覧することができます。	一宮南
52		収支報告	○政務調査費は、使って活動していただき、明細さえはつきりしていただけたらと思います。		■政務調査費を有効に活用しながら市民の皆様のためとなる政策提案に努めます。	三土
53		収支報告	○政務調査費は、本来なら議員の活動の一環なので議員個人に出すべきでない場合、領収書、報告書はきちんとしてもらおうということ。	■政務調査費は意見がまとまっているわけではなく、会派によっては住民の理解が得られない場合は受け取らないというふうなところもあるし、政務調査費を活かし調査研究をやりたいところもある。そのあたりがまだまとまっていないところである。	■政務調査費は会派及び議員に交付します。「会派」とは、一般的に議会において共通する、政策、意見、考え方を持つ議員の集まりです。第5条の「会派」では2人以上の議員で構成することにしています。しかしながら、地方自治法第100条第14項の規定に基づき、政務調査費の制度上、一人でも会派とみなすこととし、補助金申請できるものとします。	波賀
54		チェック機能	○政務調査費を設置されることには問題ないが、後にチェックができる方法を取らないと市民は納得しないと思う。	■チェック機能については、素案の状態であるけれど、領収書とかをきちんと保管し、誰がいつ閲覧に行っても見られるという状態にしておくというのが前提の条例を作っている。	■政務調査費の交付を受けた会派等は毎年収支報告をし市民は閲覧することができます。	千種

平成22年度議会報告会「質問・意見・回答・今後の対応」概要

番号	大項目	小項目	報告会当日の意見内容（H22年11月26日・12月1日）	報告会当日の回答内容（H22年11月26日・12月1日）	回答等に伴う対応（H23年3月）	備考
55	⑦議会及び議会事務局の体制整備	研修	○新人議員さんを育てていくような文言が何も入っていないので、それを考えてほしい。新人議員さんを育てるのも現役議員さんの使命だと思います。そういうことをきっちり盛り込んで新しい考え、やり方を活かしていただきたい、そうすることで、議会の活性化や新しい人たちが議会に出やすくなると思います。	■若い人を育て得ないといけないということもおっしゃっておりですので考えてみたいと思います。若い人が入りにくいというのは、報酬が高い、安いということもありますが、いくらであってもそれは出てくると思います。	■解説にあるように、一般選挙後には新人の方を含めて任期開始後速やかに条例に関する研修を行います。また、会派での研修も先任の議員が中心となって具体的に行っていきます。	一宮北
56	⑧政治倫理・定数・報酬	報酬	○20条に議員報酬が書いてある、市の広報には市長・副市長・教育長・職員の給与について書いてある、職員の給与についてどう考えますか？ 地方公務員は地方の給与レベルに合わせるということはあるはずだが、中央市のこの報酬・給与が高いか安いかわかるか？	■議会として統一の見解は難しいが、個々の見解なら述べられる。 一般論で言いますと民間に比べると高いと思われるかもしれない。 客観的に言いますと、県下27の市がありますが、議員の報酬は上から24番目です。市長は上から13番目です。職員については類似団体という分類では85の自治体のうち上から25番目の位置にあります。それが、高いか安いかわかるかというの、ものさしの当て方によりますし、地域の人たちが高く感じるか低く感じるかということと、客観的に出てくる数字の開きに対し、市職員がどういった満足感を市民に与えられるかということが大きな問題だと思います、しかし、今のままの給与水準を続けるのは難しいだろう、引き下げざるを得ない時がくるだろうと思います。 ■市になってから職員の給与は年々減ってきております、この12月定例会にも減らす条例ができています。それが可決するかしないかは我々の判断ですが、減ってきています。 議員の報酬については、報酬審議会で決定されています。	会場でお答えしたのは少し古い資料だったようです。現在県下29市中、議員報酬は26番目、市長の報酬は15番目です。職員給与は、一般行政職の平均給料では類似団体90のうち28番目です。	三土
57		報酬	○市広報を見ていると職員でいけば年功序列で、給与が上がっていくように思うような表です、これを見ていると市民は、課長クラスがどれだけ仕事をして、720万の給与を受けているのか知りたい気持ちもある。議員報酬は改正と書いてあるが、上げる方向なのか、下げる方向なのかそれも知りたい。	■議員報酬については、報酬審議会の委員さんが審議され、市長が決定されます。20条で議員が提案する場合には全体を見て検討してするように規定しており、今までとは違った形になってくると思います。	■議員報酬については、通常は市長が諮問し市民から選ばれた報酬等審議会が審議をし、答申され決定されます。議員が提案する場合は、条例・解説のとおりです。	三土
58		報酬	○議員さんの報酬を落とすこともあるが、いい人が集まらない。減らしすぎると市民の意向が伝わらない。		■第19条及び第20条の条例・解説で詳しく記載しております。	山崎東
59	⑨最高規範・見直し手続き	検証	○議会基本条例はあたり前のことではないのか。定数や報酬や政務調査費などがあるが、第22条の見直し手続きについては、議会運営委員会で検証するとなっているが、議員の組織内での検証ではないのか。第三者機関に意見を聴くべきでないか。	■議会基本条例の調査特別委員会は3月で解散し、その後は議会運営委員会が運営や改正などを扱っていきます。検証については細部まで決めていないので議会全体で検討し進めたいと思います。	■議会運営委員会や基本条例調査特別委員会の中だけで決めるわけではありません。条例素案も、第三者機関にはなっていませんが、第一歩として、パブリックコメントや議会報告会で市民の方に意見を求めました。	一宮南
60		検証	○議会運営委員会で検証されると書いてありますが、委員会・議会の中だけでやる問題でしょうか？	■議会運営委員会で評価ということですが、当然議会報告会も年1回以上してまわります、その中で皆さんの意見も聞きながら、不都合・不適切であれば議会運営委員会で調整しながら改正していきたいと思っています。	■議会運営委員会は、議会のあり方、議事のあり方、行政とのあり方、そういった議会全般のことを調査研究し決定する機関です。第22条の条文にもあるように議員個人や会派でも市民のみならず意見を聴きながら議会運営委員会に反映していきます。	一宮北